

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員 <u>(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)</u> として在職した期間</p> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の99以上100分の160以下</u> (第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員(以下「特定管理職員」という。)) にあつては、<u>100分の125以上100分の200以下</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の88以上100分の99未満</u> (特定管理</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間</p> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の106以上100分の170以下</u> (第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員(以下「特定管理職員」という。)) にあつては、<u>100分の132以上100分の210以下</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の94以上100分の106未満</u> (特定管</p>

職員にあつては、100分の111以上100分の125未満)

- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の77 (特定管理職員にあつては、100分の97)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の77未満 (特定管理職員にあつては、100分の97未満)

2 略

第15条 略

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の37.5超 (特定管理職員にあつては、100分の47.5超)
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の37.5 (特定管理職員にあつては、100分の47.5)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の37.5未満 (特定管理職員にあつては、100分の47.5未満)

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
審議監 本庁部長 略	略
略	
略 東京事務所副所長 県税事務所長 略	略
略	

別表第2 (第5条の3関係)

給料表	職員	割合

理職員にあつては、100分の117以上100分の132未満)

- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の82 (特定管理職員にあつては、100分の102)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の82未満 (特定管理職員にあつては、100分の102未満)

2 略

第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の40超 (特定管理職員にあつては、100分の50超)
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の40 (特定管理職員にあつては、100分の50)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の40未満 (特定管理職員にあつては、100分の50未満)

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
本庁部長 略	100分の25
略	
略 東京事務所副所長 文書館長 県税事務所長 略	100分の10
略	

別表第2 (第5条の3関係)

給料表	職員	割合

1 略	(1) 審議監、本庁の 部長及び次長並びに これらに相当する職 にある職員	略
		略
2～7 略		

1 行政職給料表	(1) 本庁の部長及び 次長並びにこれらに 相当する職にある職 員	100分の20
		略
2～7 略		

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。